

目 次

第1章 教育の目的、目標、理念等	4
《第1節 日本国憲法》	4
《第2節 教育基本法》	4
《第3節 学校教育法》	7
《第4節 その他の国内規範》	7
《第5節 国際条約等》	8
第2章 教育の思想と歴史の変遷	11
《第1節 諸外国の教育思想と歴史》	11
《第2節 日本の教育思想と歴史》	16
第3章 教育の制度	20
《第1節 教育制度の基礎》	20
《第2節 教育法規・教育行政の基礎》	21
《第3節 諸外国の教育制度》	23
第4章 教育の実践	24
《第1節 教育実践の基礎理論 — 内容、方法、計画 —》	24
《第2節 教育指導》	28
《第3節 教育評価》	29
第5章 生涯学習社会における教育の現状と課題	31
《第1節 生涯学習社会と教育》	31
《第2節 教育をめぐる現状と課題》	32
《第3節 近年の中央教育審議会答申等》	34

第1章 教育の目的、目標、理念等

《第1節 日本国憲法》

1	<p>日本国憲法 第13条</p> <p>すべて国民は、（ A ）として尊重される。（ B ）、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、（ C ）に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	□ □ □
2	<p>日本国憲法 第26条</p> <p>① すべて国民は、法律の定めるところにより、その（ A ）に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に（ B ）を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを（ C ）とする。</p>	□ □ □
3	<p>教育を受ける権利を保障する「日本国憲法」第26条の規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の（ A ）を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、自ら学習することのできない（ B ）は、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを（ C ）一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決）。この「固有の権利」は、一般に、「（ D ）」とよばれている。</p>	□ □ □

《第2節 教育基本法》

1	<p>教育基本法 前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた（ A ）で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、（ B ）を重んじ、（ C ）と正義を希求し、（ D ）の精神を尊び、豊かな（ E ）と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、（ F ）を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、（ G ）の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	□ □ □
---	--	-------

2	<p>教育基本法 第1条（教育の目的）</p> <p>教育は、（ A ）を目指し、平和で（ B ）な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに（ C ）な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	□ □ □
3	<p>教育基本法 第2条（教育の目標）</p> <p>教育は、その目的を実現するため、（ A ）を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、（ B ）を求める態度を養い、豊かな情操と（ C ）を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 （ D ）の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、（ E ）を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、（ F ）の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 （ G ）を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 （ H ）と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>	□ □ □
4	<p>教育基本法 第4条（教育の機会均等）</p> <p>① すべて国民は、ひとしく、その（ A ）に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、（ B ）、性別、社会的身分、（ C ）的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>② 国及び地方公共団体は、（ D ）のある者が、その（ D ）の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、（ A ）があるにもかかわらず、（ C ）的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>	□ □ □

第2章 教育の思想と歴史の変遷

《第1節 諸外国の教育思想と歴史》

1	<p>古代ギリシャの職業教師（ A ）は、アテナイを中心としたギリシャの諸都市を歴訪しながら、報酬を得て修辞学や雄弁術を教えていた。（ A ）は当時のギリシャの文化・学問の発展に貢献したが、<small>きべん</small>詭弁（こじつけの論理）家・詭弁学派とよばれることもあった。</p>	□ □ □
2	<p>古代ギリシャの哲人（ A ）は、その弟子の教育において、「（ B ）」といわれる独自の問答法を用いて徹底した議論をした。（ B ）とは、学習者を無知の自覚に至らせ、学習者自身の可能性を引き出す問答法をいう。</p>	□ □ □
3	<p>（ A ）は、（ B ）の弟子であり、アテナイにアカデメイアを創設し、「善のアイデア」を唱えた。彼は、この世で目にするすべての事物は真実在の不完全な映像ないし<small>にすがた</small>似像でしかないと考え、その真実在を「アイデア」と名づけた。「善のアイデア」は、諸々のアイデアを真にアイデアたらしめる源である。</p>	□ □ □
4	<p>アリストテレス（Aristotēles）は、（ A ）の弟子であり、かつ最大の批判者である。彼は学塾リュケイオンの開設者であり、ギリシャに集積された知識の体系化と分類を行い、「（ B ）」といわれている。</p>	□ □ □
5	<p>（ A ）は、『大教授学』（1657年）を著し、「近代教育学の父」とよばれる。『大教授学』の副題である「すべての人にすべてのことを教える普遍的技術」という言葉は、一定の原理・原則を習得すれば、誰でも適切な教育ができるということを唱っている。彼は、五感（視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚）を使って事物を（ B ）することが学習の始まりであるとして（ B ）教授を提示し、必要な実物がない場合に用いるものとして、世界最初の絵入り教科書といわれる『（ C ）』（1658年）を著した。</p>	□ □ □

5	<p>幼稚園、小学校、中学校の教育課程の基準の改善を図るため、2008（平成20）年3月28日に、「幼稚園教育要領」（2009（平成21）年4月1日施行）、「小学校学習指導要領」（2011（平成23）年4月1日施行）、「中学校学習指導要領」（2012（平成24）年4月1日施行）が改正された。</p> <p>この改正では、小学校および中学校等の各教科等の授業時数を変更し、総授業時数を（ A ）するとともに、小学校の教育課程に新たに（ B ）活動が加えられた。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
6	<p>いじめ防止対策推進法 第2条（定義）【抜粋】</p> <p>① この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の（ A ）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（（ B ）を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が（ C ）を感じているものをいう。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
7	<p>いじめ防止対策推進法 第9条（保護者の責務等）【抜粋】</p> <p>① 保護者は、子の（ A ）について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、（ B ）を養うための（ C ）その他の必要な（ C ）を行うよう努めるものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
8	<p>いじめ防止対策推進法 第11条（いじめ防止基本方針）【抜粋】</p> <p>① （ A ）は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を（ B ）かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
9	<p>個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、（ A ）的・（ B ）的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。</p> <p>この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「（ C ）を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを（ D ）する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p> <p>（文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日（最終改定 平成29年3月14日））：ダイジェスト版 p115）</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>

10	<p>（いじめの防止等のために国が実施すべき施策として）社会性や規範意識、（ A ）などの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた（ B ）を推進する。このため、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、（ B ）に関する教職員の（ C ）向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた（ B ）を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する（文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日（最終改定 平成29年 3月14日））：ダイジェスト版 p 118～119）。</p>	□ □ □
----	--	-------

《第3節 近年の中央教育審議会答申等》

1	<p>教育基本法 第17条（教育振興基本計画）</p> <p>① 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを（ A ）に報告するとともに、（ B ）しなければならない。</p> <p>② （ C ）は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該（ C ）における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>	□ □ □
2	<p>「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日 閣議決定）の前文では、計画がめざす基本的方向性について、次のように述べられている（ダイジェスト版 p 52・53参照）。</p> <p>-----</p> <p>教育行政としては、改正教育基本法の理念を踏まえた「（ A ）」の実現に向け、教育の再生を図り、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。このため、第2期計画においては、「①（ B ）力の養成」、「②（ C ）を実現する人材の養成」、「③学びの（ D ）の構築」、「④（ E ）と活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。</p>	□ □ □